

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条及び同法施行規則第3条の規定に基づき、県内における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等について公表します。

なお、虐待の通報・届出は、法により、市町村に対して行われることになっており、虐待の判断も主として市町村が行うこととされています。

1 相談・通報件数 17件（平成29年度12件、28年度22件）

2 相談・通報者内訳

本人	家族・親族	相談支援専門員	施設管理者	施設サービス管理者	施設職員	施設元職員	施設利用者	その他・匿名等	合計
2件	1件	3件	3件	1件	1件	1件	1件	4件	17件
11.8%	5.9%	17.6%	17.6%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	23.5%	—

※構成割合（％）は、相談・通報件数17件に対するもの。

3 虐待の事実が認められた事例件数 3件（平成29年度1件、28年度2件）

① 施設・事業所の種別内訳

施設入所支援 2件、放課後等デイサービス1件

虐待の種別・類型内訳

身体的虐待 2件、性的虐待 2件、心理的虐待 1件

4 被虐待障害者の状況

① 被虐待障害者性別及び年齢層

被虐待障害者の性別 男性2人、女性1人

被虐待者の年齢層

10才未満	10代	20代	30代	40代
1人	0人	1人	0人	1人

② 被虐待障害者の障害種別

身体障害 1人 知的障害 1人 精神障害 1人

③ 被虐待者の障害支援区分

区分5	区分6	区分なし
1人	1人	1人

※障害支援区分：障害の状態等に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、数値が大きいほど必要とされる支援の度合いが高い。

5 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

① 虐待者の性別

男性 3人

② 障害者福祉施設従事者等の職種

生活支援員 3人

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置

- 1 虐待があった障害者福祉施設に対する市町村及び県による指導
- 2 虐待があった障害者福祉施設に対する市町村による改善計画の提出依頼

(参考資料)

障害者虐待防止法第20条（公表）

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

障害者虐待防止法施行規則第3条（厚生労働省令で定める事項）

- ①障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- ②障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

お問い合わせ先

山梨県福祉保健部 障害福祉課
地域生活支援担当

TEL 055-223-1461

FAX 055-223-1485